

在職中の年金の 取り扱いについて(老齢給付)



老齢給付の年金受給者の方が常勤の公務員や民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、または国会議員・地方議会議員であるときには、年金の全部または一部が支給停止される場合があります(以下「在職停止」といいます。)

この在職停止の取り扱いは、平成27年10月から厚生年金の制度に合わせて変更されました。

また、障害給付の年金受給者の方が民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している場合または国会議員・地方議会議員である場合は年金の支給停止はありませんが、常勤の公務員である場合は、職域年金相当部分の額、経過的職域加算額または年金払い退職給付が全額停止されます。

なお、遺族給付の年金については、在職に伴う年金の支給停止はありません。

1 在職停止の計算方法

年金の在職停止計算における賃金(注1)と年金の合計額(月額)が基準額以上となった場合、年金の全部または一部が支給停止になります。

基準額は、65歳未満の方は月額28万円、65歳以上の方は月額47万円となり、年齢により異なります。

65歳未満	65歳以上
賃金+年金 > 28万円	賃金+年金 > 47万円

➡

年金の全部または一部を支給停止

(注1)賃金とは、勤務先で決定される標準報酬月額と過去1年間に支給された賞与の12分の1の額を合算した金額になります。

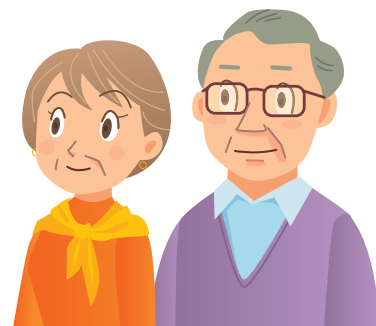
※平成27年10月前は在職停止の対象外とされていた昭和12年4月1日以前に生まれた方も、平成27年10月からは在職停止の対象となります。

※計算の結果、支給停止額(年額)が年金の12カ月分を上回る方の年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金額も全額支給停止されます。

2 在職停止計算の基礎となる年金

複数の実施機関(注2)から年金の支給を受けている方が在職中の場合、在職停止計算は当共済組合が支給する年金だけでなく、他の実施機関が支給している年金額もすべて合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

(注2)『実施機関』とは、厚生年金の決定等を行う機関(当共済組合や日本年金機構等)のことです。



3 在職停止額の変更に伴う配慮措置

平成27年10月より前から引き続き在職中の方については、平成27年10月に在職停止の取り扱いが変更されたことにより、停止額が大幅に増加する(年金の支給額が減額する)ことがあります。

このため、次の条件に該当する方には、配慮措置(激変緩和措置)が設けられています。

【配慮措置の対象となる方】

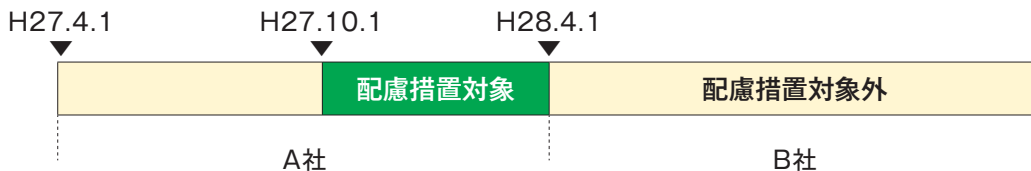
- ① 平成27年10月より前に老齢給付の受給権を有している方(65歳以上の方は他の老齢を事由とする年金の受給権も有していること。)
- ② 平成27年10月より前から引き続き厚生年金保険等の被保険者等である方

【配慮措置の終了】

- ① 厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとき

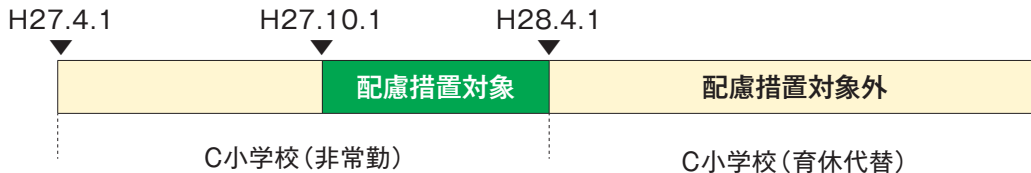
※平成27年10月より前から引き続き勤務をしていた方であっても、異動、勤務形態の変更、給与支払者の変更等の事由により被保険者資格の喪失の手続きがとられる場合があります。その場合、配慮措置は終了となります。

例1：平成28年3月31日にA社退職。平成28年4月1日にB社就職(いずれも厚生年金保険加入。)



例2：公立小学校の非常勤職員から平成28年4月1日付けで育休代替職員に変更。

給与支払者が市の教育委員会から県の教育委員会に変更された(いずれも厚生年金保険加入。)



- ② 65歳未満であった方が65歳に達したとき

◎ 在職停止に関する詳細は、当共済組合のホームページでご確認ください。

4 資格取得等に関する届出について

- ① 常勤の公務員となった場合や、国会議員・地方議会議員に就任もしくは退任した場合届出が必要です。詳しくは7ページをご覧ください。
- ② 厚生年金保険に加入している方

届出は不要です。各実施機関と情報交換を行うことにより、以下の処理を行います。このため、年金の精算処理が完了するまでにお時間を要する場合がありますのでご了承ください。

- ・厚生年金保険に加入している方の在職停止処理
- ・賃金や年金の額の変動や配慮措置の終了による在職停止額の改定処理
- ・資格喪失による在職停止解除の処理